

平成16年加美町議会第1回定例会会議録第3号

平成16年3月12日(金曜日)

出席議員(47名)

1番	新田 祐一 君	2番	千葉 清喜 君
3番	木村 慶喜 君	4番	青木 喜右衛門 君
5番	伊藤 信行 君	7番	高橋 良一 君
8番	早坂 理 君	9番	米澤 秋男 君
10番	千葉 明朗 君	11番	佐藤 正憲 君
12番	畠山 和則 君	14番	尾形 勝 君
15番	工藤 清悦 君	16番	田中 登 君
17番	近藤 義次 君	18番	佐藤 善一 君
19番	鎌田 八郎 君	20番	福島 久義 君
21番	熊谷 和夫 君	22番	渡辺 秀一 君
23番	岩渕 庸一 君	24番	門脇 幸悦 君
25番	新田 博志 君	26番	佐々木 敏雄 君
27番	畠山 こずゑ 君	28番	坂本 せん 君
29番	三嶋 等 君	30番	佐藤 澄男 君
31番	高橋 源吉 君	32番	高橋 毅 君
33番	本多 行夫 君	34番	吉岡 博道 君
35番	一條 光 君	36番	藤原 耕夫 君
37番	及川 六郎 君	38番	猪股 信俊 君
39番	星 義之佑 君	40番	板垣 博 君
41番	太田 義明 君	42番	伊藤 淳 君
43番	伊藤 貴康 君	44番	下山 孝雄 君
45番	渋谷 征夫 君	46番	川村 薫 君
47番	加藤 嘉一 君	48番	山城 庄一 君
49番	米木 正二 君		

欠席議員（２名）

６番 早坂勤治郎 君

１３番 板垣敬志 君

欠 員 なし

説明のため出席した者

町 長	星 明 朗 君
助 役	清 野 健 一 君
収 入 役	堀 川 勇 逸 君
総 務 課 長	森 田 善 孝 君
企 画 財 政 課 長	早 坂 仁 君
町 民 課 長	澤 口 信 君
税 務 課 長	伊 藤 東 君
農 林 課 長	早 坂 宏 也 君
商 工 観 光 課 長	古 内 公 雄 君
やくらい高原温泉	
保養センター所長	齋 藤 吉 男 君
建 設 課 長	板 垣 政 義 君
保 健 福 祉 課 長	今 野 正 晴 君
上 下 水 道 課 長	二 瓶 悟 君
会 計 課 長	我孫子 齊 君
小 野 田 支 所 長	三 浦 庄一郎 君
宮 崎 支 所 長	板 垣 士 郎 君
総 務 課 長 補 佐	吉 田 恵 君
教 育 長	三 浦 公 男 君
教 育 総 務 課 長	岩 渕 浩 弥 君
生 涯 学 習 課 長	星 秀 吾 君
農 業 委 員 会 会 長	兔 原 伸 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	川 熊 忠 男 君
代 表 監 査 委 員	引 地 田路子 君

事務局職員出席者

事務局長	橋本謙一君
次長	鈴木啓三君
主幹兼議事係長	渋谷正彦君
主事	伊藤一衛君
主事	佐藤匡亮君

議事日程 第3号

第1 会議録署名議員の指名

第2 報告第2号 専決処分した事件の報告について（車両物損による損害賠償の額の決定について）

第3 議案第4号 加美町合併振興基金条例の制定について

第4 議案第5号 加美町放牧場設置基金条例の制定について

第5 議案第6号 加美町交流資源利活用推進基金条例の制定について

第6 議案第7号 加美町総合計画審議会条例の制定について

第7 議案第8号 加美町小野田文化施設条例の制定について

第8 議案第9号 加美町小野田文化会館条例の制定について

第9 議案第10号 加美町小野田図書館条例の制定について

第10 議案第11号 加美町小野田コミュニティセンター条例の制定について

第11 議案第12号 加美町公民館条例の一部を改正する条例について

第12 議案第13号 加美町文化会館条例の一部を改正する条例について

第13 議案第14号 加美町図書館条例の一部を改正する条例について

第14 議案第15号 加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

第15 議案第16号 加美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

第16 議案第17号 加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

第17 議案第18号 加美町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

て

第 18 議案第 19 号 加美町乳幼児及び心身障害者医療費助成に関する条例の一部を
改正する条例について

第 19 議案第 20 号 加美町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

第 20 議案第 21 号 加美町農林産物直売施設条例の一部を改正する条例について

第 21 議案第 22 号 B & G 財団中新田海洋センター条例の一部を改正する条例につ
いて

第 22 議案第 23 号 平成 15 年度加美町一般会計補正予算（第 5 号）

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 22 まで

午前10時00分 開議

○議長（米木正二君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は42名であります。

6番早坂勤治郎君、13番板垣敬志君より欠席届が出ております。

1番新田祐一君、12番畠山和則君、17番近藤義次君、24番門脇幸悦君、45番渋谷征夫君より遅参届が出ております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（米木正二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、39番星 義之佑君、40番板垣 博君を指名いたします。

日程第2 報告第2号 専決処分した事件の報告について（車両物損による損害賠償の額の決定について）

○議長（米木正二君） 日程第2、報告第2号専決処分した事件の報告について（車両物損による損害賠償の額の決定について）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（星 明朗君） おはようございます。本日もよろしくお願い申し上げます。

報告第2号専決処分した事件の報告について説明申し上げます。

本案件は、平成16年2月13日午後3時10分ごろ、岩出山町池月字上一栗宮境25番地内において、本町職員が運転する町所有車両で、出張先から町道に出ようとした際、左方向から直進してきた岩出山町池月字鷺目待井東12番地の渋谷修三さんが運転する乗用車に接触し、相手方車両の右フェンダーに損傷を与えたもので、町が80%の過失割合で協議が成立をし、このたび損害賠償の額が18万3,002円と決定いたしました。

そこで、地方自治法第180条第1項の規定により、法律上、町の権限に属する交通事故による損害賠償については30万円を超えない範囲内においてその額を定めること及びこれに伴う和解に関することは町長専決処分指定事項に当たることから、今回専決処分したものであります。

以上、専決処分した事件の報告を申し上げるものであります。よろしく御承認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これにて報告第2号専決処分した事件の報告について（車両物損による損害賠償の額の決定について）の報告を終了いたします。（「議長」の声あり）16番田中 登君。

○16番（田中 登君） 町長にお尋ね.....

○議長（米木正二君） すみません。このことについては質疑は認めません。町長の専決処分指定事項でございますので、報告だけということでございます。（「はい、わかりました」の声あり）

日程第3 議案第4号 加美町合併振興基金条例の制定について

○議長（米木正二君） 日程第3、議案第4号加美町合併振興基金条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（星 明朗君） 議案第4号加美町合併振興基金条例の制定について説明申し上げます。

本案件は、旧3町合併による加美町誕生に伴い、地域の振興及び住民の一体感醸成を目的に地方自治法第241条第1項の規定に基づき基金を設置するもので、基金として積み立てる額は当該年度の予算で定める額の範囲内とし、平成16年度は3億円を積み立てるものであります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。46番川村 薫君。

○46番（川村 薫君） この条文を見ますと、積み立ての関係ですけれども、予算積み立て。しかし、いずれにしてもこの原資は合併特例債というように私は思っております。最終的な積立額ですけれども、実は12月の定例会にこの関係で私質問しました。そのときに、積み立ての最終額は標準基金規模、これが7億9,000万円。充当率が95%ですので、起債の可能額が17億円と、私こう申し上げました。ところが町長の答弁によりますと、限度いっぱい使わないと。それで10億6,000万円程度にしますと。こういうふうな一般質問に対する回答がありました。

起債可能額が17億円で、町長の答弁によりますと10億6,000万円。この圧縮ですね。圧縮した理由はどういうわけで圧縮したかということをもっとお聞きしたいと思います。

ことは3億円ということですが、最終的な積み立ての額を一般質問のときと同じ10億6,000万円なのか、今でも変わらないのか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（米木正二君） 町長。

○町長（星 明朗君） 御意見のとおりでございます、圧縮した部分といいますのは、目いっぱい使うと、使わせていただくということになりますと、それだけ起債残高がふえるということにもなりまして、とりあえず御質問にお答えしたような範囲内で積み立てを計画をいたしているということでございます。

最終的な積立額も、目標として定めているとおりでございます。

○議長（米木正二君） 46番。

○46番（川村 薫君） そうすると、17億を……16億9,000万円ということには変わりはないと、こういうことですね。

ただ、これをどのように運用していくかと。言うなれば、普通でありますと運用収益、つまり利子ですね、運用果実で効果をあらわすんですけれども、今低金利時代です。例えば利子が0.0以下というような本当にスズメの涙のような金利でございます。これを当分積み立てるか、あるいは取り崩しするかと。取り崩し不可能であれば、当然そのままずっと積み立てましていつかそれを運用果実で使うんですけれども、どのような方法で振興のために使うのか、どのような方法で使うのかと。成果をどのようにその成果を上げるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（米木正二君） 町長。

○町長（星 明朗君） 御案内のとおり、この振興基金あるいは財政調整基金というものの性格は、この条例にもございますとおり、第5条に財政上必要があると認めるときは確実な繰り戻しの方法によって基金を歳計現金に繰り替えて運用するということでありますので、果実を運用するということもかつてはあったかもしれませんが、財政調整基金的な性格のものについては、財政上必要と思われるときには、その基金を取り崩しをしながら財政運営をするという性格のものでありますので、ことし積み立ててすぐ取り崩すということではないんです。二、三年積み立てを行って、必要な場合にはいわゆる基金を繰り戻しして一般財源として使用することがこの基金の目的であるということであります。

○議長（米木正二君） 46番。

○46番（川村 薫君） この条文を見ますと、例えばその金をどのように使うかといいますと、イベントの開催、新しい文化の創造に関する事業の実施、地域行事の展開、コミュニティー維

持活動への助成、商店街の活性化といろいろ具体的にその使い道を、この基金の目的、使い道を記載してあります。これを一般会計に繰り戻しして一般財源で使うと、こういうことですから、こういう事業に使うのが目的なんです。ですから、そんな金利の安い運用果実では到底対応し切れないと。それを一般会計に繰り戻しして一般会計から出してそういう支援をすると、こういうことですから。

○議長（米木正二君） 町長。

○町長（星 明朗君） 今御例示いただいた部分については例として記載を例示されているものでございまして、お金には色はついてございませんので、いわゆる基金の果実についても一般会計に繰り入れしてまた積み立てをするという、これは法制上決まっております、その部分の基金の利用ということについても、一般会計に繰り入れてその部分だけを取り上げてという性格のものではないので、今後繰り替え運用なり、あるいは設置の第1条にあります一体感醸成のためというようなことでの使用目的ということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（米木正二君） その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号加美町合併振興基金条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号加美町合併振興基金条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4 議案第5号 加美町放牧場設置基金条例の制定について

○議長（米木正二君） 日程第4、議案第5号加美町放牧場設置基金条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（星 明朗君） 議案第5号加美町放牧場設置基金条例の制定について説明申し上げます。

本案件は、平成18年度の完成を目指して整備が進められております国営事業二ツ石ダム建設事業に関して、平成10年度から工事用残土捨て場として使用している旧宮崎町町営田代放牧場の補償費に係る基金条例の制定であります。

田代南土捨て場の約21ヘクタールの使用については、旧宮崎町長と東北農政局大崎農業水利事務所長との間で、平成10年4月に放牧休止に係る損失補償を含む再開時の施設補償の覚書が締結されており、本年度中に草地等復旧費用も含めて2,597万5,374円が補償されることになり、当該補償金の全部または一部を放牧場を再開する基金として造成することとしていることから、今回2,500万円を基金として造成するものであります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号加美町放牧場設置基金条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号加美町放牧場設置基金条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 議案第6号 加美町交流資源利活用推進基金条例の制定について

○議長（米木正二君） 日程第5、議案第6号加美町交流資源利活用推進基金条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（星 明朗君） 議案第6号加美町交流資源利活用推進基金条例の制定について説明申し上げます。

本案件は、平成15年1月8日に調印された合併協定書における財産及び債務の取り扱いの事項の協定に基づく基金条例の制定であります。

その協定の内容は、3町の所有する財産及び債務はすべて新町に引き継ぐ、ただし、自然環境の保全に関する施策及び3町の所有する温泉施設等の修繕、改修などの自然環境の利活用に関する施策の費用の一部に充てるため、3町が所有する山林の立木売り払いによる収入額の10分の1の額を積み立てる基金を新町において設置するというものでありまして、美しい自然と共生するまちづくりを新町建設計画の基本方針に掲げる本町において、豊富な森林資源の立木

売り払い収入額の一部を自然や温泉保養施設等の交流資源の保全及び利活用の推進に充ていくものであります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（米木正二君） 説明が終わりました。。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。2番千葉清喜君。

○2番（千葉清喜君） お伺いします。この条例の第2条とそれから第5条における内容についてお伺いします。

それで、2条において町が所有する山林の売り払いにおいて10分の1の相当額をというふうに出たてあるわけですが、そこで、この10分の1の解釈の問題と同時に、町が所有する山林の売り払いのその都度に積み立てを行っていくのかという一つの確認でございます。

それで、10分の1の額の設定の仕方というか、売り払いにおける経費、これを差し引いての額になるのか、単純に言うとそのままの売り上げの額に相当するのか、その確認をしたいというふうに思います。その10分の1の解釈の問題でね。

それからもう1点、5条において修繕、改修等ということの「等」が出たてありますが、ここで考えられる修繕、改修等の「等」のことは何が考えられるのかということここに出たてあるのかという点でお伺いしたいと思います。

○議長（米木正二君） 町長。

○町長（星 明朗君） 10分の1ということの考え方、いろいろあるかと思いますが、現行情勢でありますといわゆる経費を差し引いた純然たる収益というふうに考えますと、ほとんど出てこないような状態になりますから、これでは積み立てができないと思います。全体的には立木を売り払った収入額の10分の1と考えることが一番妥当な線であろうと思います。

ただ、その都度積み立てなのか、年度末に一括して積み立てなのかということになります。基金積み立ては予算化をしてそれで積み立てをするということになりますから、ある一定期間あるいは年度末等々トータルをしながら積み立てる方向になるのだらうというふうに考えております。

それから、温泉保養施設等ということでありまして、その前に自然環境の保全に関するということがありまして、この温泉施設等につきましてはいわゆる町が所有する大規模なといひますか、温泉保養施設とは限定いたしませんで、例えば今回完成する小野田文化センターあるいは陶芸の里のいわゆる文化施設、温泉はもちろんであります、それから中新田地区の各種博物館、バッサホール等々を含むものと解釈をいたして、当時合併協議で話し合われたところはそ

の辺までの、いわゆる多額に予算を必要とするような修理の場合に備えるという考え方がもとになっているということであります。

○議長（米木正二君） その他質疑ございませんか。7番高橋良一君。

○7番（高橋良一君） 関連でございますけれども、やはりこの条文を見ますと第2条と第5条ですか、この辺がかみ合わないところがあるんじゃないかと私も思っておったんですけれども、やはり町長はいろいろ一般質問者に対して、間伐とか立木を伐採した場合は手入れしてまた苗木を植えるとそのあれがなくなるというようなことを言っておりながら、ここでそれを積み立てして金をその伐採した跡地にまた使うならわかるんですけれども、温泉等に使うということは私もいかなものかと思うんですけれども、その辺の考え方を町長にお伺いいたします。

○議長（米木正二君） 町長。

○町長（星 明朗君） 自然保護の観点からいわゆる山林を伐採した場合には放置をしないで、そしてすぐ植栽をすると、水源涵養ということもございますから、そういう対策を講じなければならないわけではありますが、この基金条例については、建物というのは5年、10年、15年とたつと、当然のことながら補修、修繕ということが出てまいります。そのときになかなかその観光資源の大事な部分であるにもかかわらず、予算の関係でなかなか手がつけれないということでは大変困るだろうということで、10分の1の基金を積み立てて幾らかでもその資金の足しになるようにといいますが、手助けになるようにという精神で、この基金条例を制定をしたものでございます。その積み立てをした10分の1の金額以内で修繕をするということではなくて、必要経費の幾らかでも賄えればという気持ちで、考え方で、この基金を積み立てるということであります。もちろん2分の1とか、そういう多額のお金であればもっと有効なんだろうと思いますが、10分の1ということで話し合いがなされて、このような基金条例になったということであります。

山を伐採したときの復元については、今後どのような植栽を行っていくかということでも少し検討しながら、行っていかなければならないと考えております。

○議長（米木正二君） 30番佐藤澄男君。

○30番（佐藤澄男君） この条例につきましては、旧小野田町の要求というようなことが反映されたものだというふうに評価をして賛成するものでありますけれども、実際問題、基金条例をつくるわけですが、すぐに施行するわけですが、16年度においてどれくらいこの条例にかかわる収入源が見込めるものか、施業計画においてどの程度の額が見込めるかお尋ねをして

おきたいと思います。

○議長（米木正二君） 農林課長。

○農林課長（早坂宏也君） 公布後すぐ施行するということでございますが、ちなみに平成15年度で 726万 7,000円、本年度からその10分の1相当額という形で72万 6,000円ほど補正計上させていただいております。ちなみに16年度でございますが、前年度の間伐材等を考慮いたしまして 551本植えているという形の中で、原木売り払い等も含めまして 445万 8,000円ほど当初予算に売り払い収入を計上させていただいております。その10分の1ですから40万 5,000円、その差額等につきましては、今年度補償費等のものもあったものですから若干、落ちていますが、そういう形で見込んでおります。

○議長（米木正二君） その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号加美町交流資源利活用推進基金条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号加美町交流資源利活用推進基金条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6 議案第7号 加美町総合計画審議会条例の制定について

○議長（米木正二君） 日程第6、議案第7号加美町総合計画審議会条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（星 明朗君） 議案第7号加美町総合計画審議会条例の制定について説明申し上げます。

本案件は加美町の総合計画策定に当たり、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき審議会を設置するもので、委員は30人以内をもって組織し、町総合計画並びに地域開発に関する重要事項について調査及び審議していただくものでございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。46番川村 薫君。

○46番（川村 薫君） それでは第2条の所掌事務についてお伺いします。

これを見ますと、町長の諮問に応じ町総合計画並びに町長が必要と認める地域開発に関する重要事項とありますね。といいますのは、これを策定する前に基本構想、その前段としての基本構想でなければならないというような気がするんです。といいますのは、自治法の規定によりますと、その地域の総合的かつ計画的な行政運営を図るため基本構想を策定し、それに即して行くと。基本構想に即して総合計画をつくるんだという自治法では規定がありますね。ですから、この総合計画や地域開発をする前に、前段として基本構想がなければ策定できないと、そのように私は解釈するんですが、その基本構想の取り扱いはどうなりますか。これは所掌事務に入りますか、基本構想。

○議長（米木正二君） 町長。

○町長（星 明朗君） 46番川村議員さんの御質問のとおりでありまして、名前が違いますけれどもいわゆる総合計画というのは総合基本構想、名前がちょっと違って加美町では総合計画ということで名称を設定をしたということでありますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（米木正二君） 10番千葉明朗君。

○10番（千葉明朗君） 新町の建設計画の前文に、町の総合計画で言えば基本構想と基本計画に当たるものだということなんですね。そうしますと詳細を決めていく、細かいものをやっていくという段階に入る審議会にしていって、あくまでも新町の建設計画を基本にするということから始まる総合計画ということの理解でいいんでしょうか。

○議長（米木正二君） 町長。

○町長（星 明朗君） はい。まさしく御意見のとおりでございます。

○議長（米木正二君） その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号加美町総合計画審議会条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号加美町総合計画審議会条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7 議案第8号 加美町小野田文化施設条例の制定について

- 議長（米木正二君） 日程第7、議案第8号加美町小野田文化施設条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（星 明朗君） 議案第8号加美町小野田文化施設条例の制定について説明申し上げます。

本案件は地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、平成16年3月末に完成する加美町小野田文化施設の設置及び管理に関して必要な事項を定めるもので、当該施設は加美町小野田公民館、加美町小野田文化会館、加美町小野田図書館の総称で、町民の教育文化の振興及び福祉の増進に寄与することを目的としているものであります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

- 議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。35番一條 光君。

- 35番（一條 光君） 2条の呼称と申しますか名称について伺うわけですが、せっかく3町が合併してこれから一体感を醸成していかなければならないというときに、旧町の名前をここに入れなければならないというのには少々理解に苦しむところがございます。といいますのは、中新田には確かにバッハホールがございますし、小野田地区にも今回設けた。しからば宮崎地区にはどうなんだということにもなりかねないのではないかと。やはり今後そういった加美町内で一体感を保っていくためには、例えば二つできたわけですから加美西部とか、そういった呼称に対しての考え方、配慮がなされてこなかったものかどうか、まずお聞きをしたいと思います。

- 議長（米木正二君） 町長。

- 町長（星 明朗君） 御意見のとおりいろいろな考え方があるかと思いますが、実は後に名称の変更の条例案が出てまいります、加美町が発足して中新田町文化会館という呼称で愛称がバッハホールということですから20何年間来たわけでありましたが、加美町が誕生して加美町文化会館ということで名称を変更してプレートもかえました。今回、仮に加美西部ということになりますと、宮崎の方は西部であるかもしれないし、町民の皆さんが見たときにどこなんだべなという感覚に陥ってしまう可能性があります。私自身も実は総合体育館を間違えて、よく見ればわかったんですが、常々の感覚で中新田体育館に行ってしまうと、あわてて今は総合体育館は陶芸の里のスポーツ公園の中の運動場になってまして、なかなかわかりにくい面がございます。だとすれば、旧町名が消えてしまったという町民の皆さんの声もありますので、一番

わかりやすい方法として小野田中学校、宮崎中学校、中新田中学校それぞれ呼称がありますから、それと同じように場所的な感覚が即わかるようにということで、小野田地区には小野田公民館・文化会館・図書館という名称を残したといいますが、付したということで御理解をいただければありがたいと思います。

○議長（米木正二君） 35番。

○35番（一條 光君） このくらい大きな建物がどこにあんだべやということにはならないのではないかなというふうに思います。やはり中新田にもある、小野田にもある、宮崎にないんじゃないかと言われて、すぐもう一つ追加するくらいの簡単な施設ではないわけですから、やはり今後有効利用するためにおいても、あるいは町の一体化を図っていくためにも、そういった呼称というのは慎重にネーミングしなければならないのではないかなというふうに思います。

当分の間のそういう呼び方だというのであればまた別ですけども、将来にわたってこの呼び方がされるのであれば、もう少し慎重な対応が欲しかったなというふうに思いますので、もう一度この点についても町長の御見解を伺っておきたいと思います。

○議長（米木正二君） 町長。

○町長（星 明朗君） まさに建物が大きいのでわかるわけですが、例えば会場名を文章で見たときに「さてどこなんだべな」ということが一瞬頭をよぎるのではないかと。特に、これは反省も一部含めてであります、合併をして住所の部分で旧宮崎町の部分は加美町宮崎字何々といいますから、その部分は明瞭でわかるんでありますが、それ以外は大字があるところは大体わかるんですけども、すぐ字名になってしまうと現在私自身も「さてどこかな」と思って電話の局番を見なければならないような状態で、なぜ残せなかったのかという声もたびたび聞かれるわけであります。それとは一応異なると思いますが、それぞれの地域のものだと確かに一体感ということであればでありますし、いや加美町全体の本館であり分館であるというからはっきりした方がいいのではないかなという意見もなきにしもあらずだったんでありますが、今回は地域名を付した条例制定ということになったわけでありまして、こうすることで御理解をいただきたいと思います。

○議長（米木正二君） そのほか。27番畠山こずゑさん。

○27番（畠山こずゑ君） 小野田文化会館ができることも期待している一人なんですが、文化会館に館長その他の職員を何人くらい置くのかということと、やはり文化の関係というのは、照明とか音響とかということで専門的な知識を要するんでないかなということ、その点をどんなふうに考えていらっしゃるかということ1点。第3条です。

それから、料金の件なんですが、第8条、旧中新田にはバッハホールがありますが金額的には相違が.....。

- 議長（米木正二君） すみません。27番、次に議案第9号として出てきます。
- 27番（畠山こずゑ君） ああ、そうでした。では、職員だけ何人くらいかお聞かせください。
- 議長（米木正二君） 助役。
- 助役（清野健一君） 文化施設三つの施設を有する複合施設の職員の関係ですが、今いろいろ検討しておりますが、あるいは当初予算との関係ございますが、公民館と文化会館は恐らく兼務職員の配置が可能だろうと考えております。図書館は独立した専任の職員の配置ということから10名前後の職員は最低限必要かなと、そのような考えでおります。
- 議長（米木正二君） 37番及川六郎君。
- 37番（及川六郎君） 35番とも関連するわけでありますけれども、地区名をつけるということでの抵抗感があるとすれば、中新田ではバッハホールと、ではこちらでどうかと言えば例えば薬葉会館とか、文化施設に関して。宮崎で言えば陶芸の里会館とか、一発でわかるようないわゆる愛称名というんですか、そういうのを募集してもいいんじゃないかと。町民に親しみやすい形での名称等にもついてもやはり検討しておく必要があるのではないかと。やはり35番議員が言ってるように、せっかく合併したのにまた旧町名で付されるということに対する抵抗感だろうというふうに思いますので、その辺についての見解をちょっと町長にお伺いします。
- 議長（米木正二君） 町長。
- 町長（星 明朗君） 御案内のとおり愛称というのは規定上出てきていないわけですね。バッハホールというのも、どのページを開いても規則にも何にも出てきてないので、いわゆる条例上の名称として今回こういうふうに提案をさせていただいたわけでありましたが、今後の方向としてはイメージキャラクターというのは決定をいたしまして、募集をいたしました。ただ、そこにニックネームというか愛称というのは付随していなかったもので、今後皆さんの御意見があれば愛称というものも必要なのかなというふうに思っています。

それから後段の部分であります、いろいろな考えがあって、私は小野田の地域の皆さんにはほめていただけるんじゃないかなというふうな感覚もあって、やはり地域性が出ていて私はいいと思うんですよ。それがこの名称があることによって、地域の一体感が阻害されるとかおくれるということでは私は決してないと思うんです。それぞれ垣根を取り払ってみんなで全町民、あるいは町外からもその施設が大いに利用される、そして加美町以外の方々にも、区域外の方々も見たときに、「ああ旧小野田のものなのか」というふうにわかるものでないかとだめだ

と思うんですよ。ただ、単に薬菜と言えはわかるかもしれませんが。どういう名称になるかわかりませんが、そういうものであってほしいということでこのような名称にさせていただいたということであります。御理解いただきます。

○議長（米木正二君） 37番。

○37番（及川六郎君） 町長、私は地域性があっても悪くはないというのは私も同感なんです。ただ、それは公的な施設に対する名称ですよね。中新田文化会館とか。いわゆる愛称の問題も加味した形であってもいいのではないかというふうな提言です。

○議長（米木正二君） 25番新田博志君。

○25番（新田博志君） 今の助役の答弁に対してちょっとお聞きしたいんですが、町会議員になって9年目なんですけれども、いまだに役場の予算書というのはわからないところがいっぱいあって、勉強不足と言われればそれまでなんですけれども、こうやって16年度の予算書ができた段階で人員配置なんかも決まってるはずだと思うんですが、大体このくらいだと思うとか、10人前後を予定してますとか、そういう問題なんでしょうか。その辺についてちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○議長（米木正二君） 助役。

○助役（清野健一君） 予算書全体あるいは予算額全体の中の人件費、職員の関係ですが、予算編成時期とその人事の異動の関係の時期とのずれが、これは例年どこの町村でも同じだと思うんですが多少違っております。それとこのような新しい施設の人事配置につきましても、施設完成を待って、あるいは当初から計画はあるんですが実際の職員の配置についてはさらに検討を加えてというようなことで進めております。そのようなことから当初予算に計上している人数、これはこの文化施設に限らず各課の職員についても、4月1日以降の執行に当たっては多少異動を生ずるというような状況も出てまいります。そのようなことから、10名前後というお答えを今時点で申し上げているようなことでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（米木正二君） その他ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号加美町小野田文化施設条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号加美町小野田文化施設条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8 議案第9号 加美町小野田文化会館条例の制定について

- 議長（米木正二君） 日程第8、議案第9号加美町小野田文化会館条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（星 明朗君） 議案第9号加美町小野田文化会館条例の制定について説明申し上げます。

本案件は、前議案で御承認いただきました加美町小野田文化施設の中の一つである、加美町小野田文化会館の開館時間や利用方法、使用料等について定めたものであります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

- 議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。25番新田博志君。

- 25番（新田博志君） 第8条なのですが、今度全部内税になりますよね。そういう中で外税の書き方なのですが、この辺はどうなんでしょうか。大体こういう施設から国で消費税までとるなんていう方が間違ってるとはもちろん思うんですが、それはそれとしてこの書き方についてどうなんでしょうか。

- 議長（米木正二君） 生涯学習課長。

- 生涯学習課長（星 秀吾君） この8条の使用料の外税のことではありますが、ほかの施設もほとんど外税になっておりまして、それにあわせるような形で制定させていただいたということでございます。

- 議長（米木正二君） 25番。

- 25番（新田博志君） だから、今後変える必要出てこないんでしょうか。この後の公民館なんかの条例も同じように書いてありますけれども、今度消費税ってみんな内税に変わるんじゃないかだったでしたっけ。違いましたっけ。

- 議長（米木正二君） 生涯学習課長。

- 生涯学習課長（星 秀吾君） ほかの施設もほとんど外税になっております。そういった関係で、改正になった場合ですか。（「4月1日からじゃなかったでしたっけ。消費税の表示が変

わるの」の声あり）改正になった場合は、その都度変えていかないと。（「その都度って、4月1日から消費税のあれ改正になるの」「変えなきゃないんだね、施行になれば」の声あり）法律が改正になれば、そのとおり直さざるを得ないというふうに思っています。（「いいです、いいです」の声あり）

○議長（米木正二君） その他質疑ございませんか。2番千葉清喜君。

○2番（千葉清喜君） 私は第9条の関係でお伺いいたします。

使用料の減免ということですが、これだけ新しい施設になりますとこれまで公民館を利用していたいろいろな団体、サークル等があって、その点では減免されて使用料をとられていないという状況もあったというふうに思うんですが、今回ここにうたってある利用者の公益を目的とする場合という条文の中では、これまでどおり町内のいろいろなサークル等の使用における減免がされるのかどうか、その減免の範囲、活動の中身とのかかわりでお伺いしたいというふうに思います。

○議長（米木正二君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（星 秀吾君） 規則で定めておりまして、まず減免の対象でございます。まず一つ目は、町または教育委員会が主催する場合、全額減免と。それから、2番目として、町内の小中学校が児童生徒のため音楽、演劇、展示等に利用する場合、これも全額ということでございます。それから、3番目は、町内の社会教育、文化及び福祉関係団体が本来の事業のために入場料を徴さないで利用する場合、3分の2相当額を減免させていただくと。それから、町または教育委員会が共催する場合、これは2分の1。それから、国あるいは地方公共団体または公益団体が主催する場合、3分の1相当額と。前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めた場合、教育長が定める額というふうに規則で定めております。

以上でございます。

○議長（米木正二君） 2番。

○2番（千葉清喜君） 今、規則の方での内容が話されましたが、その中身ですと町内のいろいろな団体というか、その辺での使用した場合の使用料は当然とられるというふうに認識すればいいんですか。それともその範囲も含まれているのか。再度お伺いしたいと思います。

○議長（米木正二君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（星 秀吾君） これ以外の使用団体から減免の申請があった場合は、教育長が必要と認めた場合、減免の可能性はあるということでございます。

○議長（米木正二君） 2番。

- 2 番（千葉清喜君） 単純に地域の施設ですから、町内の方が大いに利用するという観点からして、その点での確認という立場で言えば、今まで町内でいろんなサークル、先ほどからお話ししてはいますが、団体、いっぱいあるわけですね。その点でこの施設を利用した場合の減免が可能なかどうか。その点だけを教育長の方からお願いしたいと思います。
- 議長（米木正二君） 教育長。
- 教育長（三浦公男君） 公共施設全般についてですが、当然文化協会その他の団体すべて入るわけですが、その方々はこういった条例にのっとって実施いたします。しかし、登録されていない少人数で活用したい、そういった申し出がある場合は教育長が判断するということになりますので、私は公施設ですから公共施設ですから大いに活用を奨励したいと思います。したがって、町内の住民がそういった施設を活用したいと申請があれば許可する、減免の方向で考えております。
- 議長（米木正二君） 27 番畠山こずゑさん。
- 27 番（畠山こずゑ君） 先ほどは失礼しました。料金なんですが、中新田にはバツハホールというのがありますし、この料金のバランスというのかしら、こちらは高い、こちらは安過ぎるということでは困ると思いますので、そういう基準はどんな方法で調査してお金を決められたのかお聞きしたいと思います。
- 議長（米木正二君） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（星 秀吾君） この料金の設定は、もちろんバツハホールとバランスを考えた設定をさせていただいております。計算の仕方でございますけれども、この別表をごらんいただきたいんですが、第 8 条関係の料金です。大ホールのところの一番右側の平日というところがございます。ここの一番下、全日使用した場合 2 万円というふうになっておりますけれども、バツハホールは 3 万 6,000 円になっております。この計算の仕方でございますが、まず全国の 5 万人以下の都市のいわゆる中ホールと言われておる平均 1 席当たりの料金が 63 円という数字が出ております。それに対してバツハホールでは減歩率を 73% 掛けているんですね。バツハホールの場合は 780 席ございます。当ホールは 451 席、それらを掛けて算定した金額になってございます。さらに、平日の場合で午前あるいは午後、夜間、あるいは午前と午後使用した場合、それから午後から夜間まで使用した場合というのは、それぞれの案分率で計算して算出をしております。以下同じような方法で計算をしておりますので、バツハホールとバランスのとれた料金というふうに考えております。
- 議長（米木正二君） そのほかございませんか。7 番高橋良一君。

- 7 番（高橋良一君） 関連でございますけれども、全日ということは一日ですね。これを 2 万 6,000 円、そして楽屋を 1 部屋借りた場合は 3,000 円ということで、2 万 9,000 円になるわけ